

監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があつたので、別紙のとおり公表する。

平成28年9月30日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	上澤	勉
同	松下	広和

## 定例監査結果に基づく措置通知書（環境部清掃事業課）

監査実施期間 平成25年7月22日から  
平成25年8月27日まで

## 豊川監査公表第34号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>3 豊川市危険ごみ収集運搬等業務委託において、清掃工場危険ゴミ回収コンテナ配布・回収業務委託（旧小坂井町地区）を統合し、一括した契約ができないか検討されたい。</p> <p>4 家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙（粗大ごみシール）の売りさばき事務において、清掃事業課、プリオ窓口センター、一宮総合支所地域課及び音羽支所と御津支所及び小坂井支所との間に領収書の発行の有無に相違が見受けられるため、その領収書の発行の必要性について検討されたい。</p>	<p>3 平成26年度までは、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会豊川市事務所と契約しておりました豊川市危険ごみ収集運搬等業務委託について、当時の労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」）に抵触するため、平成27年度からは、派遣業務で実施できなくなりました。（同一業務を3年以上連続して派遣業務として行えないため。） いままでこの業務は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき高年齢者等の雇用機会等を確保してまいりましたが、これを機に旧小坂井町地区の危険ゴミの収集業務を「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき豊川環境事業協同組合に委託することとしました。これにより旧小坂井町地区の危険ゴミのかご配布からごみ収集までを含めた危険ごみ収集運搬等業務委託は豊川環境事業協同組合との一括した契約としました。</p> <p>4 家庭系粗大ごみ処理手数料に係る証紙（粗大ごみシール）の売りさばき事務については、各取扱所で領収書の取扱いに相違が生じているため、清掃事業課でレジスターを導入に向けて検討していたが、平成28年8月1日よりレジスターを導入し、領収書の発行事務を開始した。これによりレジスターから発行されるレシートの交付による統一的な取扱となった。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成28年9月5日現在のものである。